

注意事項

- ★ 駐車場使用は原則として契約車輛のみとし、自転車及びバイク等は止められません。
- ★ 軽トラック・トラック（荷台ある車両）は契約ができかねます。事前に申請している車両以外の駐車が発覚した場合には契約約款に則って解除となります。
- ★ 2年毎に更新料（賃料の 1 ヶ月分）がかかります。
- ★ 駐車料金が滞納になりますと督促状を送付致します。2 ヶ月分お支払い にならない場合は、その月の末日で強制解約させていただきますのでご注意下さい。
- ★ 駐車場内での天災、盗難、破損その他これに類する一切の事故について、 貸主及び当 J A は何等責任を負いません。
- ★ 一度契約いただきますと 2 ヶ月間は解約できません。

第26駐車場
所在地:府中市分梅町3-42-1

※狭いため契約時は区画確認

